

独立行政法人国立女性教育会館の中期計画

平成18年4月1日
文部科学大臣認可

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

会館は、女性教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、男女共同参画社会基本法及び同法に基づく男女共同参画基本計画を視野に入れつつ、内外の関係機関・団体等とのネットワークの拡大を図り、会館が真に担うべき事業に重点化し、その成果の普及・活用を図る。

このため、中期目標期間中に以下の中期計画を進める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

1 地方公共団体等の基幹的指導者に対する男女共同参画及び女性教育を進めていく際に必要な総合的な知識等に関する研修の実施

地方公共団体や女性団体等の基幹的指導者に対し男女共同参画及び女性教育を進めていく際に必要な総合的な知識等に関して、参加型の実践的な研修を実施する。参加者に「研修成果の活用プラン」の事前作成を求めるとともに、成果の普及を義務付ける。

また、事後に研修成果の活用状況についてフォローアップ調査を行い、業務への影響について参加者の80%以上からプラス評価を得る。また、同調査の結果等を踏まえ、研修の効果的な実施の観点から、適宜、研修内容等の見直しを行う。

2 基幹的指導者に対する研修に資する調査研究の実施、学習プログラム・参考資料の作成

男女共同参画及び女性教育に関する調査研究を調査研究テーマごとに一定の時限を設けて実施し、基幹的指導者の資質・能力向上を目的とする学習プログラムや参考資料を中期目標期間中に4以上作成し、研修等を通じて普及を図る。調査研究を活用した研修の参加者の80%以上から学習プログラム・参考資料に関するプラス評価を得る。

3 喫緊の課題に関する調査研究の実施、成果をもとにした学習プログラム・参考資料の作成

喫緊の課題（例えば女性のチャレンジ支援や男女共同参画の視点に立った家庭教育・次世代育成支援等）に関する先駆的・モデル的調査研究を調査研究テーマごとに一定の時限を設けて実施し、その成果をもとに学習プログラムや参考資料を中期目標期間中に4以上作成し、研修・交流事業を通じて普及を図る。調査研究を活用した研修・交流事業への参加者の80%以上から学習プログラム・参考資料に関するプラス評価を得る。

4 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題を担当する指導者に対する先駆的・モデル的研修の実施

男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題を担当する指導者に対して、同課題に係る先駆的・モデル的な参加型の実践的な研修を、一定の時限を設けて実施する。参加者に「研修成果の活用プラン」の事前作成を求めるとともに、事後に研修成果の活用状況についてフォローアップ調査を行い、業務への影響について参加者の80%以上からプラス評価を得る。また、同調査の結果等を踏まえ、研修の効果的な実施の観点から、適宜、研修内容等の見直しを行う。

5 課題解決に関する研究者や行政関係者・女性団体等指導者の交流機会の提供

男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題（例えば女性のチャレンジ支援や男女共同参画の視点に立った家庭教育・次世代育成支援等）の解決に関する研究者や行政関係者・女性団体等指導者の交流の機会を提供する。中期目標期間中に交流への参加を通じ新たな知識・情報が得られたかどうかについて、交流参加者の80%以上からプラス評価を得る。また、参加者が事後に継続して相互に情報のやりとりをするなど関係性を構築できるよう支援する。

6 地域の機関で活用しうる男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する基礎研究の成果の提供

男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する基礎的、かつその成果が研修、交流、情報等の事業を通じて利活用される調査研究を重点的に行い、その成果を利用しやすい形態で提供する。また、活用状況等を踏まえ、期間を定めて計画的に調査研究内容を見直す。

7 男女共同参画及び女性・家庭・家族に関する基本的かつ全国的な資料・情報の収集、利用しやすいポータルとデータベースの構築・提供

男女共同参画及び女性・家庭・家族に関する基本的かつ全国的な資料・情報を収集・提供するとともに、利用しやすいポータルとデータベースの構築を図る。特に、全国の女性関連施設等の有する女性教育に関するプログラムなど地域レベルでは収集困難な広域的・専門的な国内外の資料・情報の収集、提供に重点化を図り、利用しやすいポータルとデータベースの構築を図る。中期目標期間中に、データベース

化件数については44万7千件以上、アクセス件数については12万件以上を達成する。また、利用者の評価に基づき内容の見直しを図る。

8 女性アーカイブの構築

新たに女性アーカイブを構築し、学習、調査研究、情報提供に活用する。中期目標期間中に女性に関する史・資料を5千点以上収集する。収集史・資料は計画的に整理、デジタル加工を施すなどにより、インターネット等で提供する。

9 利用者への学習情報提供

職員の専門性を生かしたきめ細かな事前指導を充実し、利用者のニーズに応じた研修プログラム作成を支援するとともに、多様なニーズに対応できるプログラムを毎年3種類以上整備する。また、利用者のニーズ等に応じてプログラムや資料を提供し、利用者への支援の充実を図る。学習相談者の80%以上からプラス評価を得るとともに、会館が提供するプログラム等を利用した者にフォローアップアンケートを実施し、活用状況等を踏まえ、必要に応じプログラム等の内容を見直す。

10 利用者の拡大への努力

研修等による職員やボランティアの活動の質の向上を図ることにより、利用者に質の高いサービスを提供する。また、利用促進についての外部専門家による助言を得て、団体及び個人の利用や、利用者の多様性、地域分布にも配慮しつつ、より広範な地域から、より多くの団体等による利用の拡大を図るとともに、宿泊利用率については、平成22年度までに50%以上の達成を目指す。この際、青少年団体等の利用にも配慮する。

11 女性関連施設等男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する全国の関係機関・団体との連携協力体制の充実

女性関連施設等男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する全国の関係機関・団体等との連携協力体制を充実し、毎年6以上の機関等と共同で研修事業等に取り組み、効果的な事業の実施に努める。

12 男女共同参画及び女性教育に関する国際協力・連携に資する研修の実施

女性のエンパワーメント支援のために、開発途上国、特に国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）加盟国の女性教育行政担当者及びN G O等関係団体の指導者に対する男女共同参画及び女性教育に関する参加型の実践的な研修を実施する。また、研修成果の自国での活用について、参加者の80%以上からプラス評価を得る。また、同調査の結果等を踏まえ、研修の効果的な実施の観点から、適宜、研修内容等の見直しを行う。

13 海外の研究者や行政関係者・女性団体等指導者との交流及び研究機関・女性関連施設等との連携、相互の研究成果の交換・活用

世界とりわけアジア地域における男女共同参画を推進する女性教育の人材育成の拠点となることを目として、開発と女性をめぐる地球規模の課題等をテーマとして、海外の研究者や行政関係者・女性団体等指導者との交流を進めるとともに、研究機関・女性関連施設等と連携し、相互の研究成果や研修の情報を交換しその活用を図る。海外の機関との連携協力関係の構築に努め、中期目標期間中に5機関以上と協力関係を結ぶとともに、参加者の80%以上からプラス評価を得る。また、参加者が事後に継続して相互に情報のやりとりをするなど関係性を構築できるよう支援する。

14 地球規模の課題に資する調査研究の実施、学習プログラム・参考資料の作成

男女共同参画及び女性教育に関する地球規模の課題に資する調査研究を実施し、その成果をもとに学習プログラム・参考資料を中期目標期間中に2以上作成する。また、調査研究を活用した参加者の80%以上から学習プログラムや参考資料に関するプラス評価を得る。

II 業務運営の効率化に関する事項

1 広報の充実

男女共同参画及び女性教育に関する理解促進を図るため、会館の活動について、インターネットやマスメディア等の新しい情報媒体等を開拓し、積極的に広報する。

また、ホームページ等の情報発信により、調査研究の成果等を広く一般国民に周知し、会館の利用促進や男女共同参画及び女性教育に関する理解促進を図る。

2 運営及び業務の効率化

会館の行う業務について、既存事業の徹底した見直し、効率化を進め、一般管理費については平成17年度と比して15%以上、業務経費については平成17年度と比して5%以上の削減を図る。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。

また、人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、退職手当、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除き、平成17年度と比して5年間で5%以上削減を図る。

さらに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて役職員の給与について必要な見直しを進める。

なお、人件費の範囲は国家公務員でいう基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。

関係機関、団体との連携により、研修事業等の共同構築、共同開発等の推進により経費等の節減を図るとともに、施設設備の維持管理等の定型的業務について包括的な外部委託を進めるなど業務の効率化を図る。

3 外部資金の導入

科学研究費補助金等の申請や国や民間企業等からの受託事業等の積極的な受入れを行い、外部資金の確保に努める。

4 自己点検・評価等による業務の改善

毎年度、自己点検・評価を行うとともに、第三者による外部評価を中期目標期間中に実施し、業務の改善を図る。

特に、調査研究は内容、成果、他の事業における活用等について厳正な外部評価を行う。

III 予算・収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金等を積極的に導入することにより、計画的な運営を行う。また、管理業務の効率化を進める観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

IV 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合や受託事業に係る立替えが生じた場合、短期借入することができることとし、限度額は1億円とする。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

- 1 研修事業の充実
- 2 情報資料の収集・提供の充実
- 3 調査研究事業の充実
- 4 交流事業の充実

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 予算

別紙1のとおり

2 収支計画

別紙2のとおり

3 資金計画

別紙3のとおり

4 施設・設備の計画的整備、快適な環境構築

長期的視野に立った保守・管理を行うとともに障害者、高齢者等全ての利用者が安全で快適に利用できる環境を提供するため、必要な施設設備の改修等を計画的に進める。また、施設の有効活用のための工夫に努めるべく個々の施設の有用性についての検証を行い、具体的措置を検討する。

別紙4のとおり

5 関係機関・団体との人事交流や計画的な人事配置転換等、優秀な人材の確保

限られた人員による事業等の実施により効果を上げるため、職員の専門性を高めるとともに、柔軟な人事配置を行う。また、多様な人材の確保のため関係機関・団体等との人事交流を通じて組織の活性化を図る。必要に応じ客員研究員等外部人材の活用を図る。

・人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る

(参考1)

期初の常勤職員数 28人

期末の常勤職員数の見込み 28人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み 981百万円

但し、上記の額は、常勤の役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

6 中期目標期間を超える債務負担

電子計算機の賃貸借期間平成19年度から23年度までの4年度間

別紙1

平成18年度～平成22年度中期計画予算

(単位:百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	3,204
施設整備費補助金	83
入場料等収入	467
受託収入	25
計	3,779
支出	
業務経費	1,991
うち研修関係経費	1,326
うち調査・研究関係経費	186
うち情報関係経費	479
施設整備費	83
受託経費	25
一般管理費	1,680
計	3,779

[人件費の見積り]

期間中総額981百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用

[運営費交付金の算定ルール]

別紙のとおり

別紙2

平成18年度～平成22年度収支計画

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	3,730
業務費	2,016
一般管理費	1,694
減価償却費	20
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	
運営費交付金収益	3,182
入場料等収入	467
受託収入	25
施設費収益	36
寄附金収益	—
資産見返運営費交付金戻入	15
資産見返物品受贈額戻入	5
純利益	—
目的積立金取崩額	—
総利益	—

[注記]

当該法人における退職手当については、独立行政法人国立女性教育会館役員退職手当規程及び独立行政法人国立女性教育会館職員退職手当規程に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

別紙3

平成18年度～平成22年度資金計画

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	3,710
投資活動による支出	69
次期中期目標の期間への繰越金	-
資金収入	
業務活動による収入	
運営費交付金による収入	3,204
入場料等収入	467
受託収入	25
投資活動による収入	
施設費による収入	83
前期中期目標の期間よりの繰越金	-

平成18年度～平成22年度施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
機能性向上改修 食堂厨房その他改修工事	83	施設整備費補助金
計	83	

[注記]

金額については見込みである。

なお、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設整備が追加されることがあり得る。また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修(更新)等が追加される見込みである。